

アンカーニュース

新会社法速報（5月1日施行）

① 有限会社がなくなる

新会社法では、有限会社制度が廃止され、有限会社と株式会社は株式会社制度に一本化されます。既存の有限会社は特段の手続を経ることなく、会社法の規定による「株式会社」として存続しますので、そのための定款変更や登記申請は原則不要です。但し、株式会社を名乗ることは出来ませんので、商号中に株式会社の文字を使用したい場合は、定款変更と登記申請が必要となります。

② 類似商号規制の廃止

同一管轄内の同一商号での会社設立及び本店移転並びに支店設置の登記に関する規制は廃止されました。但し、従来同様、同一所在場所での同一商号は既登記会社が清算中の会社であったり、目的が違っていても禁止されます。また、不正の目的をもって、他の会社であると誤認される恐れのある商号の使用は明文で禁止されましたので、従来同様の配慮は必要です。

③ 支店所在地についての登記

この数年で商業登記のコンピューター化が進み、支店所在地から本店所在地の登記簿の確認が容易になったことを受け、登記申請の負担軽減の為、支店所在地についての登記が簡略化されました。変更点の1つに、役員欄がなくなることが挙げられます。よって、不動産登記申請時、都市銀行等の資格証明書を添付省略することが出来なくなりましたので、注意が必要です。

昨今の大企業による法令違反（牛肉偽装工作、リコール隠し、耐震偽装など）が露見し正しい経済秩序・社会秩序を失いつつある中で今回の会社法改正では「法律と現実との差をなくす」ことが大きな狙いの一つといわれます。



発行者

合同事務所 アンカー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋Ⅱ4階

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

担当：原田